

## 治癒証明書について

府中ひかり幼稚園

本園では下記の伝染病により罹患（りかん）した場合、学校保健法施行規則により、治癒証明書を提出いただきますようお願い致します。

治癒証明書は下記の意見書を切り取るか、園に取りに来て、治癒して登園できる日に提出して下さい。園に取りに来られない場合は、病院の用紙を使用されても構いません。

|          | 伝染病の種類                       | 出席停止期間                                  |
|----------|------------------------------|---|
| 第一類      | エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱           | 医師の許可があるまで                              |
|          | ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱             |   |
|          | 急性灰白髄炎・コレラ・細菌性赤痢             |   |
|          | ジフテリア・腸チフス・パラチフス・SARS        |   |
|          | 重症急性呼吸器症候群                   |   |
| 第二類      | インフルエンザ                      | 発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）経過するまで      |
|          | 百日咳                          | 特有の咳がとれるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
|          | 麻疹（はしか）                      | 解熱した後3日                                 |
|          | 風疹（三日はしか）                    | 発疹が消失するまで                               |
|          | 流行性耳下腺炎（おたふく風邪）              | 耳の下の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで      |
|          | 水痘（みずぼうそう）                   | すべての発疹が痂皮化するまで                          |
|          | 結核                           |   |
|          | 咽頭結膜炎（プール熱）                  | 主な症状がとれたのち2日                            |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |   |
| 第三類      | 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎             | 治癒または医師の許可があるまで                         |
|          | 腸管出血性大腸菌感染症・その他の伝染病          |   |

学校健康法施行規則第19条・20条

----- 切り取り線 -----

## 意見書

府中ひかり幼稚園 様

園児氏名 \_\_\_\_\_

病名：

平成 年 月 日から症状も回復し、集団行動に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

⑨又はサイン

（ご診察下さいました先生、宜しくお願い申し上げます。）